

- 自己宣誓書記入ガイド . . . P 2 ~ 5
- 自己宣誓書（記入用） . . . P 6 ~ 11

※必ず「記入ガイド」をご確認いただいたうえで、印刷した「自己宣誓書」に必要事項の記入、署名・捺印をお願いいたします。

※参加決定後に自己宣誓書の原本をジェトロに郵送いただきます。お申し込み完了後も原本をお手元に保管ください。

ジェットロ「中小企業海外ビジネス人材育成塾」 2024年度 11月期 自己宣誓書

1. 所属 **いずれかにチェック**

本研修に参加する者が所属する企業について、以下のA, Bいずれかにチェックを入れてください。

- A. 中小企業（個人事業主を含む）である → (1)へ進む
- B. 中小企業ではない → (2)へ進む

(1) Aを選択された方は、以下の①～④についてチェックする形で宣誓してください。

① 以下の中小企業の定義に該当する（該当する業種にチェックを入れてください）。

業種分類	中小企業基本法の定義
<input type="checkbox"/> 製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
<input type="checkbox"/> 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
<input type="checkbox"/> 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
<input type="checkbox"/> サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

※売上や利益ではなく、「課税所得」を記載いただきます。課税所得が分からない場合は、自社の経理担当者に確認のうえ記載ください。

② 資本金・出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に1割以上出資している者がある：はい

③ 確定している（申告済みの）直近過去3事業年度の課税所得額の平均が15億円以下である：はい

直近過去3事業年度分の課税所得額（各事業年度の課税所得額をご記入ください）

前事業年度 _____ 百万円、2事業年度前 _____ 百万円、3事業年度前 _____ 百万円

※上記の確認のため、必要がある場合には、財務諸表、納税証明書等、関連書類の提出を求めることがあります。

④（自社製品以外をお取り扱いの方のみ記載）輸出する商品のメーカー・サプライヤーが、本研修プログラムで同社の製品及び海外ビジネスを題材として取り上げることにについて了解している：はい

(2) Bを選択された方は、以下の①～②についてチェックする形で宣誓してください。

① 現在、中小企業の海外展開支援を行っている：はい

② 支援先の中小企業に代わり、研修プログラムを通じて支援企業の海外ビジネスを題材として取り上げることに
ついて、支援企業の了解が得られている：はい

【上記（1）（2）の宣誓に誤りや虚偽があった場合】

申込を無効とすると同時に、本事業への参加をお断りします。また、事後に宣誓の誤りや虚偽が認められたときは、ジェットロは、ジェットロの経費負担が発生している場合、申込者に対し、当該負担分について返還を請求します。ただし、ジェットロがやむを得ない事由があると判断する場合はこの限りではありません。

2. 育成塾受入 **以下2～4はすべての項目にチェックが必要です**

以下の（1）～（4）について、必ず内容を確認の上、承諾できる場合にチェックしてください

(1) 参加要件

以下の①～③の参加要件の内容を確認し、承諾する：はい

① 上記1記載の宣誓事項及び申込フォームに入力する内容に誤り・虚偽のないこと。

② 全てのプログラム（Day1～Day5 およびジェットロとの面談2回）にジェットロの指定する方法で参加、履修すること（遅刻、早退、中抜けも原則不可）。

自己宣誓書 記入ガイド

- ③ 本研修において課された課題及びアンケートについて、期限内にジェトロの指定する方法で提出、回答すること。
- ④ 研修において知り得た個人情報及び企業情報を外部に漏洩しないこと。
- ⑤ 他の参加者や研修関係者を誹謗中傷する等、研修の妨げになるような行為は慎み、協調して行動すること。
- ⑥ 輸出したい商材が製品化されており、すでに販売している、あるいは販売できる状態にあること。
※上記 1. (2)に該当する場合は、支援企業が上記に該当している必要があります。
- ⑦ 申込から研修修了までの間、日本に居住していること。
- ⑧ 参加者本人以外は受講しないこと（代理出席、複数人での参加は認められません）。
- ⑨ 過去に中小企業海外ビジネス人材育成塾（他分野含む）に参加していないこと。
- ⑩ 受講に必要なノート PC（PowerPoint ファイルが編集可能なソフトウェアがインストールされていること）が準備できること。
- ⑪ ヘッド（イヤ）ホン、マイク、カメラ（PC 内蔵のもので可）が準備でき、常時カメラをオンの状態にし、必要な時に発話できる状態にあること。
- ⑫ オンラインで受講するためのインターネット環境及び周囲の音声が入らない環境が準備できること。
- ⑬ 研修終了後も、ジェトロの求めるアンケートやヒアリングに可能な限り協力すること。
- ⑭ （※展示会準備コース参加者のみ）今後 1 年以内の海外展示会への出展を予定していること。

(2) 修了条件

以下の内容を確認し、承諾する： はい

- 以下すべてを満たすことを修了の条件とし、修了者にはジェトロから修了証を発行します。
 - ・ Day1～Day5 の各プログラムをジェトロの指定する方法（会場・オンライン等）で参加、履修すること。
 - ・ ジェトロとの面談（2 回）にジェトロの指定する方法で参加すること。
 - ・ 本研修において課される課題及びアンケートを指定された期日までにジェトロの指定する方法で提出、回答すること。
 - ・ 上記のほか、申込みから修了に至るまで、参加要件を継続的に満たしていること。

(3) 費用について

以下の①～③の内容を確認し、承諾する： はい

- ① 本研修は無料となりますが、修了の条件を満たさなかった場合は、申込済みの貿易実務オンライン講座（希望者のみ）の費用をお支払いいただきます。ただし、ジェトロがやむを得ないと判断する事由がある場合にはこの限りではありません。
- ② Day1～4 およびジェトロとの面談等へのオンライン参加に係るプロバイダー料金、通信料等は参加者自己負担とします。
- ③ Day5 の研修会場参加に関わる交通費、宿泊費等は参加者の自己負担とします。

(4) 研修参加決定後のキャンセル、参加の取りやめについて

以下の①～④の内容を確認し、承諾する： はい

- ① 申込みをキャンセルする場合は、速やかに育成塾運営事務局へご連絡ください。
- ② 研修参加決定（「審査結果のお知らせ」受領）後は、研修参加を取りやめることはできません。やむを得ない理由により、参加が継続できなくなる場合は、速やかに運営事務局までご連絡ください。
- ③ 参加を取りやめた場合、申込済みの貿易実務オンライン講座の費用は、同講座の受講開始/修了/未修了にかかわらず、お支払いいただきます。ただし、ジェトロがやむを得ないと判断する事由がある場合にはこの限りではありません。※請求金額（税込）：「輸出商談編」7,150 円、「英文ビジネス e メール編」9,900 円のうち、申込済み講座の費用。
- ④ 研修参加決定後に参加を取りやめた場合は、次回以降に開催される育成塾の同じプログラムに再度応募することはできません。

自己宣誓書 記入ガイド

3. ジェトロより参加継続をお断りする場合

以下の内容を確認し、承諾する： はい

- 上記2. (1) の参加要件を満たしていないとジェトロが判断した場合は、参加の継続をお断りする場合があります。その場合、運営事務局からの通知の発信時を以て以降の研修にはご参加いただけなくなります。
- この場合、参加を取りやめた場合と同様に、申込済みの貿易実務オンライン講座の費用をお支払いいただきます。ただし、ジェトロがやむを得ないと判断する事由がある場合にはこの限りではありません。
- また、この場合、次回以降に開催される育成塾の同じプログラムに再度応募することもできません。(上記 2. (4) ③④参照)。

4. ご利用条件及び免責事項

以下の利用条件および免責条項の内容を確認し、承諾する： はい

- 別紙のジェトロが定める「ウェビナーご利用条件・免責事項」の内容を確認し同意していること。
- 上記の「ウェビナーご利用条件・免責事項」は、ウェビナー形式以外のプログラムについても、適用可能な条項(同利用条件5項から9項まで、12項から14項まで、同免責事項1項及び6項を含むが、これに限られない。)が適用されることに同意していること。
- 本研修の参加者及びその所属企業は、本研修における個人情報の共有に際しては個人情報保護法令及び関連法令を遵守し、また、本研修では、所属企業の、海外展開戦略、営業課題、取引先候補等を含む具体的な企業情報等を用いた演習や模擬商談等を実施するところ、研修参加時の情報の開示範囲については参加者自身の責任において判断することとし、参加者の任意で発出した情報に起因又は関連して、参加者又はその所属企業にトラブル・不利益が発生したとしても、ジェトロ及び講師は参加者及びその所属企業に対し一切の責任を負わないことを承諾すること。

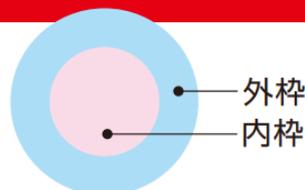
以上のとおり確認・承諾の上で、「中小企業海外ビジネス人材育成塾」に参加いたします。

枠内の全項目を記入ください

提出日	2024年 月 日
参加希望コースに☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> 通常コース(1) 産業財対象 [火曜・本部 (東京)] <input type="checkbox"/> 通常コース(2) [水曜・長野] <input type="checkbox"/> 展示会準備コース [木曜・大阪本部] <input type="checkbox"/> 通常コース(3) 消費財対象 [金曜・本部 (東京)]
企業名	
所在地	
応募者氏名・部署・肩書	
代表者による署名および代表者印の捺印	印

会社設立登記の際に法務局に登録された「代表者印(会社実印)」で押印してください。

※ 個人事業主様の場合は、印鑑登録された「実印」で押印してください



外枠：会社名・屋号・商店名・団体名

内枠：代表者をあらわす役職名



会社実印のイメージ

<注意>

- 原則として代表者による署名・捺印が出来ない場合には、内手続を履行していただく必要があります。
- 同一の企業・団体から複数名が応募する場合は、代表者による署名・捺印が必要です。
- 個人事業主の方は、個人印鑑の捺印をお願いします。

代表者による署名・捺印が必須であり、かつ必要な社印などは認められません。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。また、お申し込みの際に登録された電話番号よりお問い合わせいただけます。

自己宣誓書 記入ガイド

オンライン画面での提示を求めます。

<その他>

- ・お預かりしたお客様の個人情報は、ジェットロの「[個人情報保護方針](#)」に基づき、慎重に取扱い、安全かつ適切に管理します。

※以下は記入しないでください

【事務局記入欄】	こちらには記入しないでください)
・確認方法				
・本人確認書類 ()				
・確認日時				

ジェットロ「中小企業海外ビジネス人材育成塾」

2024年度11月期 自己宣誓書

1. 所属企業について

本事業に参加する者が所属する企業について、以下のA, B いずれかにチェックを入れてください。

A. 中小企業（個人事業主を含む）である → (1)へ進む

B. 中小企業ではない → (2)へ進む

(1) Aを選択された方は、以下の①～④についてチェックする形で宣誓してください。

① 以下の中小企業の定義に該当する（該当する業種にチェックを入れてください）。

業種分類	中小企業基本法の定義
<input type="checkbox"/> 製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
<input type="checkbox"/> 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
<input type="checkbox"/> 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
<input type="checkbox"/> サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

② 資本金・出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者に該当しない：はい

③ 確定している（申告済みの）直近過去3事業年度の課税所得額の平均が15億円以下である：はい

直近過去3事業年度分の課税所得額（各事業年度の課税所得額をご記入ください）

前事業年度 _____ 百万円、2事業年度前 _____ 百万円、3事業年度前 _____ 百万円

※上記の確認のため、必要がある場合には、財務諸表、納税証明書等、関連書類の提出を求めることがあります。

④（自社製品以外をお取り扱いの方のみ記載）輸出する商品のメーカー・サプライヤーが、本研修プログラムで同社の製品及び海外ビジネスを題材として取り上げることにについて了解している：はい

(2) Bを選択された方は、以下の①～②についてチェックする形で宣誓してください。

① 現在、中小企業の海外展開支援を行っている：はい

② 支援先の中小企業に代わり、研修プログラムを通じて支援企業の海外ビジネスを題材として取り上げることに、支援企業の了解が得られている：はい

【上記(1)(2)の宣誓に誤りや虚偽があった場合】

申込を無効とすると同時に、本事業への参加をお断りします。また、事後に宣誓の誤りや虚偽が認められたときは、ジェットロは、ジェットロの経費負担が発生している場合、申込者に対し、当該負担分について返還を請求します。ただし、ジェットロがやむを得ない事由があると判断する場合はこの限りではありません。

2. 育成塾受講について

以下の(1)～(4)についてチェックする形で宣誓してください。

(1) 参加要件

以下の①～③の参加要件の内容を確認し、承諾する：はい

① 上記1記載の宣誓事項及び申込フォームに入力する内容に誤り・虚偽のないこと。

② 全てのプログラム（Day1～Day5 およびジェットロとの面談2回）にジェットロの指定する方法で参加、履修すること（遅刻、早退、中抜けも原則不可）。

- ③ 本研修において課された課題及びアンケートについて、期限内にジェトロの指定する方法で提出、回答すること。
- ④ 研修において知り得た個人情報及び企業情報を外部に漏洩しないこと。
- ⑤ 他の参加者や研修関係者を誹謗中傷する等、研修の妨げになるような行為は慎み、協調して行動すること。
- ⑥ 輸出したい商材が製品化されており、すでに販売している、あるいは販売できる状態にあること。
※上記 1. (2) に該当する場合は、支援企業が上記に該当している必要があります。
- ⑦ 申込から研修修了までの間、日本に居住していること。
- ⑧ 参加者本人以外は受講しないこと（代理出席、複数人での参加は認められません）。
- ⑨ 過去に中小企業海外ビジネス人材育成塾（他分野含む）に参加していないこと。
- ⑩ 受講に必要なノート PC（PowerPoint ファイルが編集可能なソフトウェアがインストールされていること）が準備できること。
- ⑪ ヘッド（イヤ）ホン、マイク、カメラ（PC 内蔵のもので可）が準備でき、常時カメラをオンの状態にし、必要な時に発話できる状態にあること。
- ⑫ オンラインで受講するためのインターネット環境及び周囲の音声が入らない環境が準備できること。
- ⑬ 研修終了後も、ジェトロの求めるアンケートやヒアリングに可能な限り協力すること。
- ⑭ （※展示会準備コース参加者のみ）今後 1 年以内の海外展示会への出展を予定していること。

(2) 修了条件

以下の内容を確認し、承諾する： はい

- 以下すべてを満たすことを修了の条件とし、修了者にはジェトロから修了証を発行します。
 - ・ Day1～Day 5 の各プログラムをジェトロの指定する方法（会場・オンライン等）で参加、履修すること。
 - ・ ジェトロとの面談（2 回）にジェトロの指定する方法で参加すること。
 - ・ 本研修において課される課題及びアンケートを指定された期日までにジェトロの指定する方法で提出、回答すること。
 - ・ 上記のほか、申込みから修了に至るまで、参加要件を継続的に満たしていること。

(3) 費用について

以下の①～③の内容を確認し、承諾する： はい

- ① 本研修は無料となりますが、修了の条件を満たさなかった場合は、申込済みの貿易実務オンライン講座（希望者のみ）の費用をお支払いいただきます。ただし、ジェトロがやむを得ないと判断する事由がある場合にはこの限りではありません。
- ② Day1～4 およびジェトロとの面談等へのオンライン参加に係るプロバイダー料金、通信料等は参加者自己負担とします。
- ③ Day5 の研修会場参加に関わる交通費、宿泊費等は参加者の自己負担とします。

(4) 研修参加決定後のキャンセル、参加の取りやめについて

以下の①～④の内容を確認し、承諾する： はい

- ① 申込みをキャンセルする場合は、速やかに育成塾運営事務局へご連絡ください。
- ② 研修参加決定（「審査結果のお知らせ」受領）後は、研修参加を取りやめることはできません。やむを得ない理由により、参加が継続できなくなる場合は、速やかに運営事務局までご連絡ください。
- ③ 参加を取りやめた場合、申込済みの貿易実務オンライン講座の費用は、同講座の受講開始/修了/未修了にかかわらず、お支払いいただきます。ただし、ジェトロがやむを得ないと判断する事由がある場合にはこの限りではありません。※請求金額（税込）：「輸出商談編」7,150 円、「英文ビジネス e メール編」9,900 円のうち、申込済み講座の費用。
- ④ 研修参加決定後に参加を取りやめた場合は、次回以降に開催される育成塾の同じプログラムに再度応募することはできません。

3. ジェトロより参加継続をお断りする場合

以下の内容を確認し、承諾する： はい

- 上記2.(1)の参加要件を満たしていないとジェトロが判断した場合は、参加の継続をお断りする場合があります。その場合、運営事務局からの通知の発信時を以て以降の研修にはご参加いただけなくなります。
- この場合、参加を取りやめた場合と同様に、申込済みの貿易実務オンライン講座の費用をお支払いいただきます。ただし、ジェトロがやむを得ないと判断する事由がある場合にはこの限りではありません。
- また、この場合、次回以降に開催される育成塾の同じプログラムに再度応募することもできません。(上記 2.(4)③④参照)。

4. ご利用条件及び免責事項

以下の利用条件および免責条項の内容を確認し、承諾する： はい

- 別紙のジェトロが定める「ウェビナーご利用条件・免責事項」の内容を確認し同意していること。
- 上記の「ウェビナーご利用条件・免責事項」は、ウェビナー形式以外のプログラムについても、適用可能な条項(同利用条件5項から9項まで、12項から14項まで、同免責事項1項及び6項を含むが、これに限られない。)が適用されることに同意していること。
- 本研修の参加者及びその所属企業は、本研修における個人情報の共有に際しては個人情報保護法令及び関連法令を遵守し、また、本研修では、所属企業の、海外展開戦略、営業課題、取引先候補等を含む具体的な企業情報等を用いた演習や模擬商談等を実施するところ、研修参加時の情報の開示範囲については参加者自身の責任において判断することとし、参加者の任意で発出した情報に起因又は関連して、参加者又はその所属企業にトラブル・不利益が発生したとしても、ジェトロ及び講師は参加者及びその所属企業に対し一切の責任を負わないことを承諾すること。

以上のとおり確認・承諾の上で、「中小企業海外ビジネス人材育成塾」に申し込みます。

提出日	2024年 月 日	
参加希望コースに☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> 通常コース(1) 産業財対象 [火曜・本部 (東京)] <input type="checkbox"/> 通常コース(2) [水曜・長野] <input type="checkbox"/> 展示会準備コース [木曜・大阪本部] <input type="checkbox"/> 通常コース(3) 消費財対象 [金曜・本部 (東京)]	
企業名		
所在地		
応募者氏名・ 部署・肩書・連絡先	氏名	所属
		肩書
		連絡先
代表者による署名および 代表者印の捺印	印	

<注意>

- 原則として**代表者による署名・代表者印の捺印**をお願いします。何らかの理由により代表者による署名・捺印が出来ない場合には、署名・捺印を行う職務権限を有する方、又は、会社の委任を受けており、かつ必要な社内手続を履行している方による署名・捺印を認めます。その場合でも、認印、会社の角印などは認められません。
- 同一の企業・団体から複数名参加する場合、本書類は、**参加者1名につき1部の作成**をお願いします。
- **個人事業主の方は、ご本人による署名・捺印をお願いします。**本人確認のため、開業届に登録された電話番号

ウェビナーご利用条件・免責事項

ご利用条件

1. 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」といいます）は、お客様（以下「お客様」といいます。）がこの利用条件・免責事項を遵守することを条件として、講演者（以下「本講演者」といいます。）、ジェトロ（職員）、主催者、その他のサービス提供者（以下「本サービス提供者」といいます。）の映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）を、インターネット回線を通じたWEBアプリケーションにて提供する、ウェブセミナー（以下「本ウェビナー」といいます。）サービス（以下「本サービス」といいます。）を実施します。
2. ジェトロは、本サービスの品質向上のため、本ウェビナーの内容の全部又は一部を録画、録音することができます。
3. ジェトロは、本ウェビナーの参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本ウェビナーの実施に利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業の実施、ジェトロからの連絡のために利用することができます。
4. お客様がご使用のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況が、ジェトロの指定するアプリケーション（以下「指定アプリケーション」といいます。）の設定を含む、以下の環境（以下「設定環境」といいます。）を満たしているか、ご確認ください。

設定環境

- a. ジェトロの指定する「ZOOM」アプリケーション（変更可能性あり）を次号のデバイスにインストール済みであり、これが視聴可能であること。※詳細は、[「ZOOM」のウェブサイト](#) をご確認ください。
 - b. PC等のデバイスが準備されていること。
- 設定環境が満たされない場合には、映像又は音声途切れ又は停止する等、正常に本サービスを継続できないことがあります。なお、ジェトロは、設定環境についての技術的なお問い合わせにつきましてはご回答いたしかねます。
5. 本サービスにより提供された情報及び本コンテンツは、本ウェビナー視聴用途限り、お客様のみにてご利用ください。
 6. 本サービスについて、本コンテンツに関する著作権は、ジェトロ、本サービス提供者等の著作権者（以下総称して「著作権者」といいます。）に帰属します。
 7. お客様は、理由の如何を問わず、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちに本サービスの全部又は一部の実施を中止し、又は、お客様の本ウェビナーの視聴を中止させていただきます。
 8. 本コンテンツを、著作権者の承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、当該侵害者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、本サービス提供者のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
 9. お客様は、ジェトロが、その裁量により、本コンテンツを複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等し、及び/又は本サービスの成果（お客様の質疑、アンケート結果等を含みますが、これに限られません。）を公表することに承諾するものとし、これに関し、お客様は何らの人格権も行使しないものとします。
 10. 前各項に定めるほか、お客様は、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェトロの指示を遵守するものとします。
 - a. 本サービスのアクセスURL、ID、パスワード等については、ジェトロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
 - b. 不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように申込時の氏名（フルネーム）をご記載ください。
 - c. 機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。

- d. 本サービス提供時には、第三者がおお客様のPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。
 - e. 本サービス提供時に資料を投影することがありますので、画面の大きいPC等の機器の使用を推奨します。
11. 本利用条件及び免責事項と、他の利用条件等が矛盾、抵触する場合には、当該利用条件等において明示的に適用が排除されていない限り、本利用条件及び免責事項が優先するものとします。
12. ジェトロは、お客様への個別通知又はWEBサイトへの掲載により、本利用条件及び免責事項の内容を変更することができます。
13. 本サービスの提供についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
14. 本サービスの提供についての法律関係及び派生する権利義務に起因又は関連し当事者間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

免責事項

1. 本サービスにて提供される情報等については、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報等の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本サービスでの提供情報等に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び本サービス提供者はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. ジェトロは、本サービスにおける指定アプリケーション等の作動安定性を保証するものではなく、指定アプリケーション等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又はPC等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び本サービス提供者はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
3. ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本サービスの提供日時、内容を変更し、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の視聴を中止させることができます。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び本サービス提供者はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- a. 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
 - b. 正当な理由の有無にかかわらず、本講演者が本ウェビナーの全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき。
 - c. 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき。
 - d. 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - e. 前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき。
 - f. お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき。
 - g. お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。
 - h. お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - i. 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。
4. ジェトロは、指定アプリケーション等のWEB会議を構築するシステム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、ジェトロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。
5. 前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェトロは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
6. 前各項に定めるほか、ジェトロ及び本サービス提供者は、お客様の本サービスへの申込又はジェトロの本サービスの提供に起因又は関連して、お客様に如何なる損害が発生したとしても、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。